

辺野古での海上保安庁による過剰警備に強く抗議する意見書

政府は仲井眞弘多県知事の辺野古埋め立て承認を根拠に、名護市辺野古への米軍基地建設に向けて、スパット台船を設置し海底掘削調査作業を強行着手した。

海上保安庁は立ち入り禁止区域に侵入してもいない憲法21条が保障するカヌー隊による海上抗議行動に対し、マイクで怒鳴り散らしては、法的根拠に乏しい過剰な規制を平然と行い、挙句はカヌー隊員を強行に「拘束」する等の暴挙で怪我人も出している。

さらに、海上抗議行動や新基地建設工事に伴う作業を取材し、報道するためのメディアの船に対しても、不当な規制をしている。

このような県民の声を無視し、辺野古埋め立てに抗議する県民を力づくで排除しようとしている日本政府の姿勢は断じて容認できるものではない。

よって、本町議会は、大多数の県民が反対している辺野古新基地建設に伴う辺野古での海上保安庁による過剰警備に満身の怒りを込めて抗議の意思を表明するとともに、下記事項を強く求める。

記

1 辺野古での海上保安庁による過剰警備を直ちに中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2014年8月29日

沖縄県西原町議会

あて先 海上保安庁長官